

新型コロナウイルスワクチン4回目接種

◆4回目接種券発送スケジュール

4回目接種の接種券を順次発送しています。接種券が届き次第、予約できます。4回目の接種は、3回目の接種から5か月以上経過していることを必ず確認してください。なお、対象者は、①60歳以上の方②18歳以上で基礎疾患を有する方・その他重症化リスクが高いと医師が認める方です。

3回目接種を完了した日	4回目接種券の発送日	発送対象者数
令和4年5月1日～31日	9月28日(水)(予定)	約300人

◆ワクチンの接種状況(8月30日現在)

区分	1回目	2回目	3回目	4回目
65歳以上	92.8%	92.6%	88.9%	71.1%
60～64歳	96.4%	96.1%	88.8%	51.5%
12～59歳	84.7%	84.3%	61.6%	—
5～11歳	23.4%	22.2%	—	—

※東京都福祉保健局が公表している接種実績をもとに集計しています。なお、接種から接種記録までに時間を要するため、実際の接種率とは異なります。

☎清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター ☎042-497-1507(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後6時) 最新情報は市ホームページで確認できます



新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先

▶発熱などの症状がある方

☎①東京都発熱相談センター(看護師、保健師が対応) ☎03-5320-4592、☎03-6258-5780(24時間年中無休) ②東京都発熱相談センター医療機関案内専用ダイヤル(一般オペレーターが対応) ☎03-6732-8864、☎03-6630-3710、☎03-6636-8900(24時間年中無休) ※症状が気になる方は、①で直接ご相談していただくか、または②でご案内する医療機関にご相談ください。

☎多摩小平保健所 ☎042-450-3111(平日午前9時～午後5時) ※かかりつけ医がいる方は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

▶一般的な相談窓口

☎東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター ☎0570-550-571(午前9時～午後10時、年中無休)

▶聴覚障害があるなど電話での相談が難しい方

☎03-5388-1396

▶ワクチン接種後の症状が気になる方

☎東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター ☎03-6258-5802(24時間年中無休)

▶自宅療養者の方への支援

●食料支援やパルスオキシメーターの貸し出し

☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

●体調の不安や食料支援など

☎うちさば東京(東京都支援) ☎0120-670-440(24時間年中無休)

※ここに掲載している情報は発行日時点の内容です。今後変更になる可能性があります。最新情報は市ホームページを確認してください。



市ホームページ

令和4年度後期高齢者医療制度

◆後期高齢者医療制度の保険証

現在お使いの保険証(藤色)の有効期限は令和4年9月30日(金)までです。令和4年10月1日(土)から使用する新しい保険証(水色)を9月13日(火)より順次、簡易書留で発送しています。

◆自己負担の割合

令和4年10月1日(土)から、後期高齢者医療被保険者の医療費の自己負担割合に、新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。一定以上の所得のある方は、3割負担の方を除き、医療費の自己負担割合が「2割」となります。

令和4年10月から令和5年7月までの自己負担割合は、令和4年度住民税課税所得や令和3年中の収入・所得に基づき、世帯単位で判定します。令和4年10月1日からの自己負担割合の判定基準は右表1のとおりです。

◆高額療養費(配慮措置)

2割負担対象者の急激な自己負担額の増加を抑えるために、令和4年10月1日(土)から令和7年9月30日(火)までの3年間は、外来医療の負担増加額の上限を1か月あたり最大3,000円までとし、上限額を超えて支払った金額は高額療養費として支給する配慮措置が開始されます(右表2参照)。

高額療養費(配慮措置)の対象となった場合、以前に高額療養費の申請をしている方は、その際に登録した口座に自動振り込みとなります。これまでに高額療養費の口座登録をしていない方には、高額療養費支給事前申請書を令和4年9月中旬ごろに広域連合から送付する予定です。申請書が届きましたら、必要事項を記入し必要書類を添えて、同封の返信用封筒で期限内に郵送で提出してください。

高額療養費支給事前申請書の記載方法については、申請書に記載のあるコールセンターにお問い合わせください。

☎今回の制度見直しに関する質問などは後期高齢者医療の窓口負担割合に関する厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719、医療費の自己負担割合見直しに関するご質問＝東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519、保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

表1 自己負担の割合

負担割合	負担区分	判定基準
3割 (同じ世帯の後期高齢者医療被保険者のなかに住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合)	現役並み所得Ⅲ	住民税課税所得が690万円以上の方がいる世帯の方
	現役並み所得Ⅱ	住民税課税所得が380万円以上の方がいる世帯の方
	現役並み所得Ⅰ	住民税課税所得が145万円以上の方がいる世帯の方
2割 (以下の①②の両方に該当する方。①同じ世帯の被保険者のなかに住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が、被保険者1人の場合200万円以上、被保険者2人以上の場合、合計320万円以上)	一般Ⅱ	一定以上の所得がある方で、1割負担に該当しない方
	一般Ⅰ	現役並み所得者、住民税非課税世帯に該当しない方
1割 (同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合または上記①に該当するが②には該当しない場合)	区分Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方
	区分Ⅰ	(1)世帯の全員が住民税非課税、年金収入80万円以下でその他の所得がない方 (2)世帯の全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方

表2 配慮措置が適用される場合の計算方法

	1か月の医療費	
	50,000円	100,000円
窓口負担割合1割のとき(①)	5,000円	10,000円
窓口負担割合2割のとき(②)	10,000円	20,000円
負担増加額(③[②-①])	5,000円	10,000円
窓口負担増の上限(④)	3,000円	
支給(払い戻し)等(③-④)	2,000円	7,000円

令和4年 清瀬市議会第3回定例会

令和4年清瀬市議会第3回定例会は、9月1日に開催しました。9月15日以降の予定は下表のとおりです。

☎議会事務局議事係 ☎042-497-2567

月	日	時間	内容
9	15(木)	午前10時～	決算特別委員会
	16(金)		
	20(火)		
	28(水)		本会議(最終日)

※市議会の様子は、右記QRコードからご視聴いただけます(録画)。



清瀬市議会ホームページ

リラックスヨガ～秋を感じるヨガレッスン～

初めての方でも安心して取り組めるヨガレッスンです。☎市内在住・在勤の50歳以上の方。定員30人(応募者多数の場合は抽選) ☎11月8日(火)・15日(火)・22日(火)・29日(火)午後2時～4時 場 アミューホール 費 無料 調 高橋登希恵氏 申 ☎9月30日(消印有効)までに往復はがきに必要事項を記入し、生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-497-1815へ

※土足のエリアにヨガマットなどを敷き、靴を脱いで実施します。

【往復はがき記入例】

往信用(裏)	往信用(表)
「リラックスヨガ」参加申込書	〒204-8511
1.住所	清瀬市中里5-842
2.氏名(フリガナ)	生涯学習スポーツ課
3.年齢	生涯学習係
4.電話番号	

※返信用の表には、申込み者の住所・氏名を記入。1人1枚の往復はがきで申込み。